

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則

平成17年11月18日
公安委員会規則第20号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風俗適正化法」という。)、古物営業法(昭和24年法律第108号)、質屋営業法(昭和25年法律第158号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和3年法律第69号。以下「改正銃刀法」という。)、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)、警備業法(昭和47年法律第117号)、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号。以下「出会い系サイト規制法」という。)及び探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。)に基づき、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う指示、措置命令、返納命令、解任命令、改善命令、営業の停止及び営業の廃止、事業の停止及び事業の廃止、業務の停止及び業務の廃止、指定の解除、証明書の交付禁止並びに許可、認定及び指定の取消し(以下「行政処分」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政処分の上申)

第2条 警察署長は、風俗適正化法第8条(同法第31条の23において準用する場合を含む。)、第10条の2第6項、第25条、第26条、第29条、第30条、第31条の4第1項、第31条の5、第31条の6第2項、第31条の9第1項、第31条の10、第31条の11第2項、第31条の14、第31条の15、第31条の19第1項、第31条の20、第31条の21第2項、第31条の24、第31条の25、第34条、第35条、第35条の2、第35条の4第1項、第2項及び第4項並びに第39条第3項及び第4項並びに古物営業法第6条、第23条及び第24条並びに質屋営業法第25条並びに銃砲刀剣類所持等取締法第9条の2第2項、第9条の3第2項、第9条の3の2第2項、第9条の4第3項(同法第9条の9第2項において準用する場合を含む。)、第9条の5第3項(同法第9条の10第3項において準用する場合を含む。)、第9条の7第3項(同法第9条の11第2項、第10条の6第6項、第10条の8第2項及び第10条の8の2第2項において準用する場合を含む。)、第9条の8第1項及び第2項、第9条の12第1項、第9条の16第2項、第10条の8第3項、第10条の8の2第3項、第10条の9、第11条第1項から第7項まで及び第11条の3並びに改正銃刀法附則第3条第4項並びに火薬類取締法第50条の2第1項において読み替えた同法第17条第3項及び第25条第3項並びに警備業法第8条、第22条第7項、第23条第5項、第42条第3項、第48条及び第49条並びに出会い系サイト規制法第13条、第14条及び第15条第2項並びに探偵業法第14条及び第15条の規定による行政処分を必要と認めるときは、行政処分上申書(別記第1号様式)に、証拠書類及び関係書類を添えて公安委員会に上申するものとする。

(行政処分の事務を担当する者)

第3条 公安委員会が行う行政処分に関する事務処理は、この規則の定めるところにより生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)又は生活安全部管理官(以下「管理官」という。)が行うものとする。

(行政処分の審査)

第4条 警察署長から行政処分の上申を受けたときは、生活安全企画課長又は管理官は、行政処分伺い(別記第2号様式)により審査を受けるものとする。

(行政処分の通知)

第5条 公安委員会は、行政処分を決定したときは、行政処分決定通知書(別記第3号様式)に、次の各号に掲げる書面のうち当該行政処分に係るものを添えて、当該行政処分を上申した警察署長に通知するものとする。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)に規定する射撃指導員指定解除通知書(別記様式第43号)、教習射撃指導員解任命令書(別記様式第48号)、教習射撃場指定解除通知書(別記様式第55号)、教習修了証明書交付禁止通知書(別記様式第56号)、練習射撃指導員解任命令書(別記様式第60号)、練習射撃場指定解除通知書(別記様式第63号)又は保管業務廃止等命令書(別記様式第73号)に、教示(別記第9号の2様式)を添付したもの
- (2) 指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和37年総理府令第46号)に規定する指定解除通知書(別記様式第4号)に、前号に規定する教示を添付したもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第15号)に規定する指示書(別記様式第4号)又は命令書(別記様式第5号)
- (4) 前3号に掲げるもの以外のものについては、指示書(別記第4号様式)、措置命令書(別記第5号様式)、改善命令書(別記第5号の2様式)、返納命令書(別記第6号様式)、営業停止命令書(別記第7号様式)、営業廃止命令書(別記第8号様式)又は取消処分通知書(別記第9号様式)

(行政処分の執行)

第6条 行政処分の通知を受けた警察署長は、被処分者に前条に規定する当該行政処分に係る書面を交付し、受領書(別記第10号様式)を徴するものとする。

(委任)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成17年11月21日から施行する。

附 則(平成19年5月25日公安委員会規則第13号)

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成20年11月28日公安委員会規則第25号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成23年5月10日公安委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月6日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成27年3月16日から施行する。

附 則(平成28年3月25日公安委員会規則第9号)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別記第4号様式から第9号様式までに係る改正規定 平成28年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の改正規定 平成28年6月23日

2 改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の行政処分について適用し、同日前にされた行政処分については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月19日公安委員会規則第8号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和4年3月1日公安委員会規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の行政処分について適用し、同日前にされた行政処分については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記第1号様式(第2条関係)

別記

第1号様式(第2条関係)

第 号 年 月 日 鹿児島県公安委員会 殿 警察署長	
行政処分上申書	
被処分者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
営業所の名称及び所在地	
許可・認定・届出・指定番号 許可・認定・届出・指定年月日	
違反事実等の概要	
適用法条	
証拠資料	
過去における行政処分の有無及び行状	
処分に対する警察署長の意見	

備考1 該当しない項目の記載は要しない。

- 2 警備業法に基づく警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証及び検定合格証明書(以下これらを「証明書」という。)の返納命令に関しては、「許可・認定・届出・指定番号」及び「許可・認定・届出・指定年月日」欄に「証明書番号」及び「証明書年月日」を記載すること。
- 3 風営適正化法に基づく性風俗関連特殊営業(店舗型を除く。)の上申に関しては、「営業所の名称及び所在地」欄に「呼称名及び事務所の所在地」を記載すること。
- 4 風営適正化法第26条第2項又は同法第31条の25第2項の適用に当たっては、「営業所の名称及び所在地」欄に、飲食店営業の「屋号、許可番号及び許可年月日」も併せて記載すること。

第2号様式(第4条関係)

第2号様式(第4条関係)

決 定	年 月 日		通 知	年 月 日		通 知 番 号	
公安委員会決裁			通 知 警 察 署 名				
委員長	委 員	委 員					
			本 部 長 等 決 裁				
本部長	部 長	参事官	課 長	管理官	理事官等	補 佐	係 長
行 政 処 分 伺 い の規定により、下記のとおり処分することとしたいがよろしいか。 記							
1 被処分者 住 所 氏 名 生 年 月 日 法 人 名 所 在 地 代 表 者 名 営 業 所 の 名 称 営 業 所 の 所 在 地 許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 ・ 指 定 番 号 許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 ・ 指 定 年 月 日							
2 処分内容							
3 処分理由							

- 備考1 該当しない項目の記載は要しない。
- 2 警備業法に基づく警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証及び検定合格証明書(以下これらを「証明書」という。)の返納命令に関しては、「許可・認定・届出・指定番号」及び「許可・認定・届出・指定年月日」欄に「証明書番号」及び「証明書年月日」を記載すること。
- 3 風営適正化法に基づく性風俗関連特殊営業(店舗型を除く。)の上申に関しては、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に「呼称名」及び「事務所の所在地」を記載すること。
- 4 風営適正化法第26条第2項又は同法第31条の25第2項の適用に当たっては、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に、飲食店営業の「屋号、許可番号」及び「許可年月日」も併せて記載すること。

第3号様式(第5条関係)

第3号様式(第5条関係)

行政処分決定通知書										
	鹿公委()第 号 年 月 日									
署長 殿	鹿児島県公安委員会 委員長									
<p>被処分者</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 氏 生 法 所 代 表 者</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;">所 名 日 名 地 名 称</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>人 在</td> <td>営 業 所 の 所 在 地</td> </tr> <tr> <td>許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 ・ 指 定 番 号</td> <td>許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 ・ 指 定 年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>		住 氏 生 法 所 代 表 者		所 名 日 名 地 名 称	年 月 日	人 在	営 業 所 の 所 在 地	許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 ・ 指 定 番 号	許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 ・ 指 定 年 月 日	
住 氏 生 法 所 代 表 者		所 名 日 名 地 名 称								
年 月 日	人 在	営 業 所 の 所 在 地								
許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 ・ 指 定 番 号	許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 ・ 指 定 年 月 日									
<p>年 月 日 付 け 第 号 で 上 申 の あ っ た 上 記 について、 の 規 定 に 基 づ き、 処 分 と 決 定 し た の で、 を 交 付 し、 処 分 を 執 行 さ れ た い。 な お、 受 領 書 を 被 処 分 者 か ら 徴 収 の 上、 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 に 送 達 さ れ た い。</p>										

備考1 該当しない項目の記載は要しない。

- 2 警備業法に基づく警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証及び検定合格証明書(以下これらを「証明書」という。)の返納命令に関しては、「許可・認定・届出・指定番号」及び「許可・認定・届出・指定年月日」欄に「証明書番号」及び「証明書年月日」を記載すること。
- 3 風営適正化法に基づく性風俗関連特殊営業(店舗型を除く。)の上申に関しては、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に「呼称名」及び「事務所の所在地」を記載すること。
- 4 風営適正化法第26条第2項又は同法第31条の25第2項の適用に当たっては、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に、飲食店営業の「屋号、許可番号」及び「許可年月日」も併せて記載すること。

第4号様式(第5条関係)

第4号様式(第5条関係)

鹿児島県公安委員会達()第 号	
年 月 日	
指 示 書	
殿	
鹿児島県公安委員会 委員長	
の規定により、次のとおり指示する。	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
代表者の氏名	
指 示 理 由	
指 示 事 項	
履 行 期 限	
<p>(教示)</p> <p>この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>	

備考 該当しない項目の記載は要しない。

第5号様式(第5条関係)

第5号様式(第5条関係)

鹿児島県公安委員会達()第 号	
年 月 日	
措置命令書	
殿	
鹿児島県公安委員会 委員長	
の規定により、次のとおり命ずる。	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
代表者の氏名	
命令内容	
理由	

(教示)

この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

備考 該当しない項目の記載は要しない。

第5号の2様式(第5条関係)

改善命令書
殿

鹿児島県公安委員会
委員長

の規定により、次のとおり命ずる。

氏名又は名称	
住所又は所在地	
代表者の氏名	
命令内容	
理 由	

(教示)

この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、請求審査をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

備考 該当しない項目の記載は要しない。

第6号様式(第5条関係)

鹿兒島県公安委員会達()第 号 年 月 日 返 納 命 令 書 殿 鹿兒島県公安委員会 委員長	
の規定により、次のとおり の返納を命ずる。	
氏 名	
本 籍	
生 年 月 日	
理 由	
(教示) この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿兒島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿兒島県公安委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。	

備考 該当しない項目の記載は要しない。

第7号様式(第5条関係)

第7号様式(第5条関係)

鹿児島県公安委員会達()第 号 年 月 日	
営業停止命令書 殿	
鹿児島県公安委員会 委員長	
の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
代表者の氏名	
営業停止の範囲	
営業停止の期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
処分の理由	
(教示) この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。	

備考 該当しない項目の記載は要しない。

第8号様式(第5条関係)

第8号様式(第5条関係)

鹿児島県公安委員会達()第 号 年 月 日 営業廃止命令書 殿 鹿児島県公安委員会 委員長	
の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
代表者の氏名	
処分の理由	
(教示) この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。	

備考 該当しない項目の記載は要しない。

第9号様式(第5条関係)

第9号様式(第5条関係)

鹿児島県公安委員会達 () 第 号 年 月 日	
取 消 処 分 通 知 書 殿	
鹿児島県公安委員会 委員長	
の規定により、次のとおり 許 可 認 定 指 定 を取り消したので通知する。	
氏 名 又 は 名 称	
住 所 又 は 所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
許 可 (認 定 , 指 定) 年 月 日	
許 可 (認 定 , 指 定) 番 号	
処 分 の 理 由	
(教示) この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。	

備考 該当しない項目の記載は要しない。

第9号の2様式(第5条関係)

第9号の2様式(第5条関係)

教 示

この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第10号様式(第6条関係)

受領書

年 月 日付け鹿児島県公安委員会達 () 第 号により の
処分の命令(通知)を受領しました。

鹿児島県公安委員会 殿

年 月 日

住所

氏名